

会 議 録

様式第3号

| | | | |
|--------------------|---|--|---|
| 会 議 名 | 平成21年度（第2回）川西市国民健康保険運営協議会 | | |
| 事 務 局 | 健康福祉部 保険年金課 （内線2622） | | |
| 開 催 日 時 | 平成21年10月14日（水） 午後1時30分 | | |
| 開 催 場 所 | 川西市役所 7階 大会議室 | | |
| 出席者 | 委 員 | 安藤 修 三木 篤志 橋本 知浩 増井富美代 藪内 玲子 釜本 普子 元木 祥博 頭司 康二 水和 久 四谷 勲 渡壁 長則 中井 久子 佐々木忠利 | |
| | そ の 他 | | |
| | 事 務 局 | 水田副市長 健康福祉部長 健康生活室長 健康福祉部参事兼保険年金課長 保険収納課長 保険年金課長補佐 | |
| 傍 聴 の 可 否 | <input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ 不可 ・ 一部不可 | 傍 聴 者 数 | 無 |
| 傍聴不可・一部不可の場合は、その理由 | | | |
| 会 議 次 第 | (1) 平成22年度川西市国民健康保険税について | | |
| 審 議 結 果 | 別紙審議経過のとおり | | |

審 議 経 過 (1)

| | |
|------------|--|
| <p>会 長</p> | <p>ただ今より、平成21年度第2回目の川西市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>開催にあたりまして、副市長よりあいさつをお受けいたします。</p> <p>本日は第2回目の国民健康保険運営協議会を開催していただきありがとうございます。委員の皆様におかれましては、運営協議会の運営あるいは市行政の各部門にわたってご協力を賜り厚く御礼申し上げます。今年は異常気象が続き、先週には台風が近づいてきて、結局進路がそれていただいじには至らなかった。春からはインフルエンザの問題もあり、市としても蔓延防止に全力を注ぎこんでいきたい。また、ワクチンの接種について詳しい情報がわかれば皆様方にお知らせしたい。市としても気になるのは民主党のマニフェストで「被用者保険と国民健康保険を段階的に統合し、将来、地域保険として一元的運用を図る」とある、市としては一刻も早くどういった保険制度にしていくか、地域に混乱を招かないようにもって行っていただきたいと考えております。今日は種々の説明をさせていただき、今後の会議の予定もあわせてお話をしたい。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>本日は、藤原委員が欠席されています。</p> <p>本日の会議録の署名委員の選出ですが、私から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>＜異議なしの声あり＞</p> <p>それでは、頭司委員と水和委員を署名委員に指名いたしますのでよろしく願いいたします。</p> <p>議題に基づき進行させていただきます。</p> <p>協議事項第1「平成22年度川西市国民健康保険税について」を議題とします。</p> <p>それでは、内容について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p><u>1</u>頁をお開き下さい。</p> <p>この表は、20年度税率改定時と、20年度決算終了後の収支の状況を表したものです。表の見方について、説明いたします。</p> <p>上から順に、収入、支出、収支の表です。</p> <p>表ごとに、左から、項目、税率設定時の20年度決算見込①、21年度決算見込②、合計③、20年度決算後の20年度決算④、21年度決算見込⑤、合計⑥、差引です。</p> <p>一番下の表の計の欄をご覧ください。</p> <p>税率算定時には、21年度決算見込マイナス415,000円で、ほぼ収支均衡と見込んでおりました。</p> <p>しかし、20年度決算終了後に、21年度決算見込を推計しますと、表の通り3億2,901万9千円の赤字と見込まれます。</p> <p>理由は、保険税収納率の低下、特別調整交付金の減額、前期高齢者調整交付</p> |

審 議 経 過 (2)

金が見込より下がった事等が考えられます。

次に、2頁をお開き下さい。

この表は、現行の税率を続けた場合の収支の状況です。

先程、21年度末収支見込みが、マイナス3億2,901万9千円と申し上げましたが、その数値が21年度見込の最下欄の数値です。

22年度以降、6億4千万、9億2千万、13億1千万、18億、24億2千万と増えて行きます。

次に、3頁をお開き下さい。

平成22年度川西市国民健康保険税率（案）であります。

表の見方は、左側に平成21年度税率として、上から医療給付費分、後期高齢者支援分、介護納付金分、合計であります。

これは、22年度の見込被保険者数に現行税率で試算したものでございます。表右側が22年度税率改正案です。

新税率は、医療給付費分について、所得割5.97%、均等割26,000円、平等割20,700円、限度額47万円です。

後期高齢者支援分として、所得割2.20%、均等割8,800円、平等割7,000円、限度額12万円です。

次に、介護納付金分は、所得割2.30%、均等割9,300円、平等割5,000円 限度額10万円です。

全体としてのアップ率は、軽減後調定総額比で6.92%であります。

なお、新税率は、いずれも所得割が50%、均等割が35%、平等割が15%で按分したものであり、今後2年間を想定した設定としております。

4頁に移ります。

「医療給付費分の費用額及び収入額の内訳について」であります。

これは、3頁で説明しました平成22年度の医療給付費分税率算定のための保険税でまかなう費用を算定したものであります。

支出は22.23年度分として保険給付費を初めとして支出合計を229億8,938万6千円と推計しております。

主な項目について、ご説明申し上げます。

保険給付費は、恐れ入りますが、次の5頁を参照願います。22.23年度医療給付費の見込であります。表の見方を説明します。

左の一番上の被保険者数、これは、たびたび資料が飛んで申し訳ございませんが、7頁の被保険者数見込より推計しております。

平成21年7月末実績をもとに、22年度、23年度の平均被保数を推計しております。表最下欄の2行の一般計40,360人、40,270人が22年度、23年度被保険者数見込でございます。

5頁に戻りまして、次に、療養給付費（患者さんが医療機関機関で支払う3割自己負担以外の国保から直接医療機関に支払う費用）、療養費（補装具や柔道整復の施術など主には患者さんが一旦支払った医療費に対する保険給付費）、

審 議 経 過 (3)

高額療養費（患者さんが医療機関へ支払った額の内一定基準以上の医療費について償還する費用）、出産育児一時金、葬祭費、を年度別に積算したものです。

医療給付費は、1人当たり額の上昇率を3%で積算しています。

①+②の合計200億5,047万円が、4頁に戻りまして、保険給付費の額となります。共同事業拠出金は、従来からの継続事業で、県内国保保険者間の財政均衡化を図っていかうとする制度です。

次に、21年度末赤字見込額3億2,901万9千円は今回の税率改定から除いております。

21年度末赤字見込額を除いた理由でございますが、先程1頁の赤字になった理由でご説明いたしましたとおり、保険税収納率の低下、特別調整交付金の減額、前期高齢者調整交付金が見込より下がったこと等が赤字の原因であるためです。この赤字額の解消につきましては6頁の赤字解消計画にもとづき市の努力で解消すべきと考えております。

この計画は、平成22年度から24年度の3カ年で解消しようと計画しております。

具体的には、収納体制の強化による収納率の1.5%向上により1億7,878万2千円、補助金増額により1億8千万円の解消を計画しております。4頁に戻りまして、一方、支出に対する療養給付費等負担金以下その他収入までの収入合計として、179億1,546万7千円と推計しております。主な項目について、ご説明申し上げます。

療養給付費等負担金は、保険給付費から前期調整交付金等を差し引いた34%分が国庫より支出される負担金です。前期高齢者調整交付金は、保険者間の前期高齢者偏在による負担の不均衡を調整するための交付金で、国保は高齢者の加入率が高いため、交付金を受け取ります。

共同事業交付金は、歳出の共同事業拠出金と同じく、県内の保険者間の財政均衡化を図るための交付金です。

法定内繰入金は、低所得者に対する法定軽減や、人件費等に対する一般会計よりの繰入金です。

従いまして、収入と支出の差の③50億7,391万9千円を保険税として頂く額となりますが、過年度収入を引けば⑤の額となり、3頁の税率からは⑥の額となり、差額⑦の342万7千円は誤差の範疇と考えております。

5、6、7頁は先に説明いたしましたので、8頁をご覧ください。

後期高齢者支援金分の費用額及び収入額の内訳についてであります。

これも、4頁の内訳と同じように、後期高齢者支援金分税率算定のための保険税で賄うべき額を算定したものです。

支出は、22・23年度分として後期高齢者支援金と、後期高齢者支援金にかかる事務費拠出金の合計で、38億9,116万4千円と推計しております。

一方、支出に対する後期高齢者支援金負担金から、保険基盤安定繰入金まで、収入合計22億3,307万5千円と推計しています。

審 議 経 過 (4)

従いまして、収入と支出の差の③16億5,808万9千円を保険税として頂く額となりますが、過年度収入を引けば⑤の額となり、3頁の税率からは⑥の額となり、差額の⑦247万7千円は誤差の範疇と考えております。

9頁に移ります。

介護納付金分の費用額及び収入額の内訳についてであります。

これも、4頁の内訳と同じように、介護納付金分税率算定のための保険税で賄うべき額を算定したものです。

支出は、介護納付金で13億3,027万円と推計しております。

一方支出に対する介護納付金負担金から保険基盤安定繰入金までの合計を7億4,433万8千円と推計しております。

従いまして、収入と支出の差の③5億8,593万1千円を保険税として頂く額となりますが、過年度収入を引けば⑤の額となり、3頁の税率からは⑥の額となり、差額の⑦マイナス798万7千円は誤差の範疇と考えております。

10頁をお開き下さい。

平成21年度近隣市の保険税(料)率比較表です。

各市の医療分、後期分、介護分、合計の税(料)率、年金・給与標準世帯の税(料)額を表しております。

なお、本市と伊丹市、宝塚市、三田市につきましては税方式を採用しておりますので、本市と同様の事務手順を追っておりますが、それ以外の市は、料方式でありますので、所得割、均等割、平等割の按分率及び最高限度額の条例規定を行ない、6月以降に料率決定の告示を市長権限で行なうこととなります。

従いまして、他市の詳細につきましては情報を交換できていないのが実情であります。21年度においては、阪神7市で5～6番目ぐらいで、22年度改定案で3～5番目程度と考えられますが、他市も改定すれば、もう少し下がると考えられます。

11頁以降は、所得段階別、世帯人数別の負担額調べであります。

11頁が年金収入、12頁が給与収入で、21年度現行と22年度改定案で試算したものです。

表の見方は共通で、左から右に収入、所得金額、医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分、合計のそれぞれ平成21年度と平成22年度の負担額、影響額であります。

例えば、11頁の一番下の表4で、年金収入300万円で2人世帯の場合、21年度税額が267,300円で22年度は282,500円となり15,200円、5.7%アップとなります。

以上が、平成22年度国民健康保険税改定の説明とさせていただきます。

よろしくご協議いただきますようお願いいたします。

会 長

説明は終わりました。ただ今の説明について、何かご質問、ご意見等はございませんか。

委 員

資料2頁の中で黒字となっているが、下段に実質収支が188,022千円となって

審 議 経 過 (5)

| | |
|--------|---|
| | <p>いるが何故でしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>平成20年度決算上名目は 44,433 千円の黒字になっていますが、国保の場合、翌年度に精算をしますので、実質の収支は△ 188,022 千円となります。</p> |
| 委員長 | <p>医療費が3%ずつ伸びれば、毎年3億の赤字が出るのか。</p> |
| 委員 | <p>今の景気低迷の経済情勢の中で、国保の加入者は高齢者の割合が高い、定年後は収入がのびない。収入が伸びれば所得割の税率を抑制する効果がある。</p> |
| 事務局 | <p><u>1 頁</u>の介護収支が 63,035 千円の黒字になっているのか。どういう事情によるものか。</p> |
| 委員 | <p>前回の税率の試算で介護納付金下がったものである。</p> |
| 事務局 | <p><u>10 頁</u>の近隣の保険税率の表をみると、川西市は介護納付金が少し高いように思えるが、川西市の特別な事情によるものか。</p> |
| 委員 | <p>前回の税率改定時に 2.4 % で設定したものである。</p> |
| 事務局 | <p>収納率が低下しているのは、経済的な理由と思われるが。</p> |
| 委員 | <p>収納率の高い 75 歳以上の方が後期に移行したことにより、平成 20 年度は収納率は下がりました。</p> |
| 保険収納課長 | <p>収納率の高い 75 歳以上の方が後期に移行したことにより、平成 20 年度は収納率は下がりました。</p> <p>保険収納課は国民健康保険、介護保険、後期高齢者の 3 つをかかえております。後期に関しては、新制度による混乱がでて、それに振り回されておりました。</p> |
| 部長 | <p>ちなみに、後期の対象となった 75 歳の収納率は 98 % でありました。</p> |
| 委員 | <p>このままではお先真っ暗である。民主党のマニフェストでは 2 年後を目途に後期高齢者を廃止するとうたっている。すると 22 年度はともかくとして、それ以降についてはどうでしょうか。</p> |
| 副市長 | <p>新聞等では後期を 23 年度で廃止と書いてありますが、どこからもその話を聞いてない。具体的なことは見えてこない。不透明である</p> |
| 委員 | <p>保険の赤字を埋めるためには、保険料を上げなければ、すぐに、収納率がよくなると思えませんが。</p> |
| 部長 | <p>前回の会議の時にもご説明させてもらっていますが、昭和 36 年当時と平成 18 年では就業構造も大きく変わっています。市としては、国保は社会保険等に比べて基盤が脆弱であり保険を一元化されるよう全国市長会を通じて働きかけていきたい。</p> |
| 委員 | <p>資料 <u>6 頁</u>にある収納率向上の具体策はあるのか。</p> |
| 事務局 | <p>平成 21 年度には滞納対策課が作られ、22 年以降も保険収納課の増員及びその強化があげられます。結果はまだ出ていませんが、引き続き努力していきたい。</p> |
| 副市長 | <p>21 年度からは、コンビニ収納もできるようになっています。</p> |
| 会長 | <p>ちなみに、収納率は？</p> |
| 事務局 | <p>平成 20 年度は 89.68 % で 19 年度は 92.66 % です。</p> |
| 委員 | <p>後期医療者制度は年金から天引きなので、収納率は 100 % にならないのか。</p> |
| 事務局 | <p>年度途中で制度の変更がありまして、希望により年金からの天引きか口座振替</p> |

審 議 経 過 (6)

| | |
|--------|---|
| | <p>の選択になっています。年金からの天引きができない方には納付書で納めていただいています。</p> |
| 委 員 | <p>保険税を払えない人からも、もぎとるようにして、徴収していくのか。そのへんの意気込みは？</p> |
| 部 長 | <p>社会保障制度の一環となっております、保険証を取り上げることはしておりません。払いたくても払えない人、払えるのに払わない人の区分けをしていかなければなりません。平成 17 年からはそれまで手付かずであった対象者にメスを入れ、個別に状況を聴いた上で特別の事情のある方には一定の支払いの猶予、分納とかその辺のけじめをつけていくことが肝要かなと考えております。</p> |
| 会 長 | <p>差し押さえ件数は？</p> |
| 保険収納課長 | <p>平成 16 年からはじめまして、17 年は 190 件、18 年は 316 件、19 年は 210 件、20 年は 124 件であります。交付要求も毎年 200 件以上となっています。</p> |
| 委 員 | <p>国保の加入者は増えているのか</p> |
| 事務局 | <p>高齢者は増えていきますが、若年層は減る傾向にある。人数は増えないので、ここ数年はほとんど増えないのではないかと。</p> |
| 会 長 | <p>なお、22 年度以降の見込みについては、過剰に交付金を受けないものとして試算しています。</p> |
| 事務局 | <p>その他であります皆様何かありますでしょうか。事務局何かありますでしょうか。</p> |
| 会 長 | <p>事務局より、説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>《次回第 3 回運営協議会 10 月 22 日（木）の案内説明》</p> |
| 会 長 | <p>それでは、これをもちまして、本日の協議会を終了させていただきます。お忙しいところ、どうもありがとうございました。</p> |
| | <p>閉会 14:35</p> |
| | <p>※資料については、市政情報コーナーに備え付けています。</p> |